#### はじめに

登録販売者試験で出題される問題は、厚生労働省の「試験問題の作成に関する手引き(以下、手引き)」から作問されますが、受験者にとって、なんともとっつきにくいところは手引き第4章の「薬事関係の法規・制度」の内容です。なぜなら、法令のなかでも解釈難度の高さで知られる医薬品医療機器等法の条文があちらこちらに顔を出してくるからです。

また、医薬品医療機器等法は頻繁に法令改正がなされるため、 登録販売者の法定研修においても主要な研修課題のひとつに なっています。ゆえに第4章の知識が乏しければ、法令のキャ ッチアップに支障を来し、登録販売者の任務たる法令遵守を適 正に果たすことができません。

本書は、第4章及びこれに関連する章の出題範囲を攻略するために作成され、①医薬品、②他の物、③販売規制、④広告その他、⑤虫くい条文、の5つに切り分けた構成としています。

登録販売者試験の出題範囲をひととおり学習した後は、本書で理解をチェックし、そして知識の定着を図ってください。

試験合格にグイッと近づくことでしょう。

令和5年 盛夏 團 野 浩



# 生物由来■■

□□□ ★★☆ 生物由来■■は、製品の使用による▲▲▲の発生リスクに着目して▲▲▲。
□□ ★★★ ▲▲▲等によって HIV や CJD の感染被害が多発したことを踏まえ、生物由来■■による感染等被害救済制度(生物由来製品感染等被害救済制度)が▲▲▲。
□□ ★☆☆ 生物由来■■を製造販売する企業には、当該製品や当該製品の原料又は材料による感染症に関する最新の論文等に基づいて、当該製品の安全性を評価し、その成果を定期的に▲▲▲に報告する制度が▲▲▲。

★★★ よくでる

★★☆ ふつう

★☆☆ あまりでない

「I] 第1章の範囲

[Ⅳ] 第4章の範囲

「V] 第5章の範囲

# 目 次

凡例 4

	••••• 第1節 医薬品 •••••
0 0 1	医薬品 P12
002	不良医薬品 P15
003	不良(容器等)医薬品 P18
0 0 4	模造に係る医薬品 P19
005	不正表示医薬品 P20
006	無承認無許可医薬品 P23
007	日本薬局方収載医薬品 P25
8 0 0	毒薬 P28
009	劇薬 P29
0 1 0	毒・劇薬 P30
0 1 1	生物由来製品 P32
0 1 2	医療用医薬品 P34
0 1 3	薬局製造販売医薬品 P35
0 1 4	要指導医薬品 P36
0 1 5	一般用医薬品 P39
0 1 6	一般用・要指導医薬品 P42
017	一般用医薬品のリスク区分 P44
0 1 8	第一類医薬品 P45
0 1 9	第二類医薬品 P47
020	第三類医薬品 P48
0 2 1	指定第二類医薬品 P49
022	濫用等医薬品 P51
	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
023	医薬部外品 P54
024	化粧品 P58

- 025 医薬品の範囲に関する基準 P60
- 026 食品 P62
- 027 保健機能食品 P66
- 028 特定保健用食品 P67
- 029 栄養機能食品 P69
- 030 機能性表示食品 P70
- 0 3 1 特別用途食品 P71
- 032 健康食品 P72
- 033 他の物 P74

#### ・・・・・・・・・・・・・・ 第3節 販売規制 ・・・・・・・

- 034 薬局 P78
- 035 薬局開設の許可 P80
- 0 3 6 薬局開設者 P82
- 037 薬局の管理者 P84
- 038 医薬品の販売業の許可 P85
- 039 店舗販売業の許可 P88
- 0 4 0 店舗販売業者 P89
- 0 4 1 店舗管理者 P91
- O42 配置販売業の許可 P96
- O 4 3 配置販売業者 P97
- 0 4 4 区域管理者 P99
- O 4 5 卸売販売業者 P101
- O46 要指導医薬品の販売 P102
- O 4 7 第一類医薬品の販売 P104
- 048 第二類・第三類医薬品の販売 P105
- O49 要指導医薬品の情報提供・指導 P106
- 050 第一類医薬品の情報提供 P110
- 051 第二類医薬品の情報提供 P114
- 052 第三類医薬品の情報提供 P117
- 053相談があった場合P118
- 054 陳列 P120

- O55 閉鎖 P122 056 貯蔵設備 P123 O 5 7 掲示 P124 058 書面を添えて P127 059 書面に記載 P129 060 名札 P134 061 お薬手帳 P135 O 6 2 特定販売 P136 063 分割販売 P141 064 組み合わせ販売 P142 065 先用後利 P143 0 6 6 薬剤師不在時間 P144 067 不適正な販売方法 P145 068 広告 P148 069 不適正な広告 P152 070 医薬品医療機器等法 P155 071 販売従事登録 P157 072 登録販売者名簿 P159 073 研修実施機関 P161 074 薬事監視員 P162 075 苦情 P164 076 医薬品医療機器等法の目的【法第1条】 P166
  - 077 医薬品等関連事業者等の責務【法第1条の4】 P167
  - 078 医薬関係者の責務【法第1条の5第1項】 P168
  - 079 国民の役割【法第1条の6】 P169
  - 080 医薬品の定義【法第2条第1項】 P170
  - 081 医薬部外品の定義【法第2条第2項】 P171

082	化粧品の定義【法第2条第3項】 P172	
083	生物由来製品の定義【法第2条第10項】	P173
084	薬局の定義【法第2条第12項】 P174	
085	登録販売者の意義【法第4条第5項第1号】	
	【法第36条の8第1項、第2項】 P175	5
086	一般用医薬品の意義【法第4条第5項第4号】	P176
087	要指導医薬品の意義【法第4条第5項第3号】	P177
088	医薬品の販売業の許可【法第24条】 P17	9
089	一般用医薬品のリスク区分	
	【法第36条の7第1項】 P180	
090	日本薬局方【法第41条第1項、第2項】	P181
091	毒薬の表示【法第44条第1項】 P182	
092	劇薬の表示【法第44条第2項】 P183	
093	直接の容器等の法定表示事項【法第50条】	P184
0 9 4	外部の容器等の法定表示事項【法第51条】	P186
095	添付文書等の法定記載事項【法第52条第2項	P187
096	記載禁止事項【法第54条】 P188	
097	不良医薬品【法第56条】 P189	
098	虚偽誇大広告の禁止【法第66条】 P190	
099	承認前広告の禁止【法第68条】 P191	
100	安全性情報の提供	
	【法第68条の2の5第1項】 P192	
101	安全性情報の収集への協力	
	【法第68条の2の5第2項】 P193	
102	安全性情報の活用【法第68条の2の5第3項	P194
103	啓発活動【法第68条の3】 P195	
104	自主的な廃棄・回収【法第68条の9第1項】	P196
105	廃棄・回収への協力【法第68条の9第2項】	P197
106	製造販売業者からの副作用報告	
	【法第68条の10第1項】 P198	
107	医薬関係者からの副作用報告	
	【法第68条の10第2項】 P199	

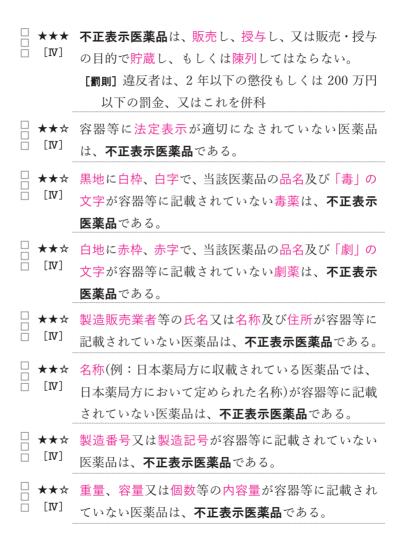
108	法令遵守確認のための立入検査
	【法第69条第2項】 P200
109	危害発生防止のための立入検査
	【法第69条第6項】 P201
110	緊急命令【法第69条の3】 P203
111	廃棄・回収命令【法第70条第1項】 P204
112	廃棄・回収の執行【法第70条第2項】 P205
113	構造設備の改善命令【法第72条第4項】 P206
114	業務体制の整備命令
	【法第72条の2第1項、第2項】 P207
115	法令遵守体制の改善措置命令
	【法第72条の2の2】 P208
116	措置の実施命令【法第72条の4第1項】 P209
117	条件違反の改善措置命令
	【法第72条の4第2項】 P210
118	管理者の変更命令【法第73条】 P211
119	配置停止命令【法第74条】 P212
120	許可の取消し【法第75条第1項】 P213

索引 P214

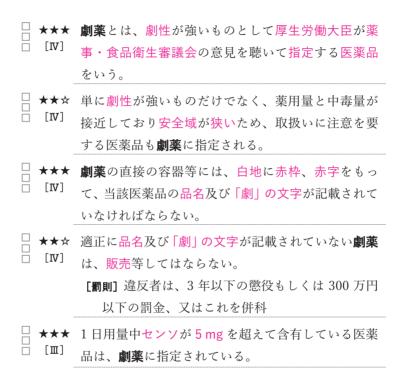
- ①医薬部外品の効能効果 その1 P43
- ②医薬部外品の効能効果 その2 P50
- ③医薬部外品の効能効果 その3 P52
- ④防除用医薬部外品の効能効果 P57
- ⑤指定医薬部外品の効能効果 その1 P75
- ⑥指定医薬部外品の効能効果果 その 2 P81
- ⑦指定医薬部外品の効能効果 その3 P83
- ⑧化粧品の効能効果 その1 P90
- ⑨化粧品の効能効果 その2 P109
- ⑩特定保健用食品の表示内容 P113
- ①栄養機能食品の栄養機能表示 その1 P126
- 迎栄養機能食品の栄養機能表示 その2 P143
- ③情報提供・指導のまとめ P169
- ④1年以上の算定 P178
- ⑤2年以上の算定 P185
- ⑩3年以上の算定 P202

005

## 不正表示医薬品



009 劇薬



> [**罰則**] 違反者は、1年以下の懲役もしくは 100万円 以下の罰金、又はこれを併科

> **【参考**】毒薬を貯蔵・陳列する場合の「他の物」には、 以下の物が該当する。

- ●劇薬
- ◆毒薬・劇薬以外の医薬品
- ●医薬部外品
- ●化粧品
- ◆医療機器
- ●再生医療等製品
- ●毒物
- ●劇物
- ●食品
- ●その他雑品等
- □ ★★★ 薬局開設者又は店舗販売業者は、法第 57 条の 2 第 1 □ [IV] 項(以下)により、医薬品を**他の物**と区別して貯蔵し、 又は陳列しなければならない。
  - 薬局開設者又は医薬品の販売業者は、医薬品を 他の物と区別して貯蔵し、又は陳列しなければ ならない。

物

□ ★★☆ 配置販売業者は、法第57条の2第1項により、医薬□ [IV] 品を他の物と区別して貯蔵し、又は陳列しなければならない。

★★☆ 薬局や医薬品の販売業において、医薬品を販売する
 「IV」 店舗と同一店舗で併せて、食品(保健機能食品を含む)、医薬部外品、化粧品等を販売する場合には、医薬品と他の物(他の物品)を区別して貯蔵又は陳列す

ることが求められる。

#### ・・・・ 5指定医薬部外品の効能効果 その 1・・・・

医薬部外品の

●整腸、便通を整える

整腸薬

- •腹部膨満感
- ●便秘
- ▶軟便(腸内細菌叢の異常による症状を含む)

医薬部外品の

- ●便通を整える(整腸)
- 瀉下薬
- ●軟便
- ●腹部膨満感
- ●便秘
- ●痔
- ◆下痢軟便の繰り返し
- ・便秘に伴う頭重・のぼせ・肌あれ・吹き出物・ 食欲不振(食欲減退)・腹部膨満感
- ●腸内異常発酵

【参考】医薬部外品には、健胃薬、整腸薬、消化薬、健胃消化 薬、瀉下薬があるが、止瀉薬はない。

### 陳列

- □ ★★☆ 薬局開設者又は店舗販売業者は、要指導医薬品及び -般用医薬品を陳列する場合には、これらを区別して陳列しなければならない。
- □ ★★★ 要指導医薬品については、以下の場合を除き、要指導 □ [IV] 医薬品陳列区画の内部の陳列設備に**陳列**しなければ ならない。
  - **●鍵をかけた陳列設備に陳列する場合**
  - ◆購入しようとする者が直接手の触れられない陳 列設備に陳列する場合
  - 【参考】要指導医薬品陳列区画とは、要指導医薬品を 陳列する陳列設備から1.2メートル以内の範囲を いう。この区画に医薬品を購入しようとする者等 が進入できないよう必要な措置が取られている。
- □ ★★☆ 要指導医薬品及び一般用医薬品については、混在し □ [IV] ないように**陳列**しなければならない。
- □ ★★☆ 薬局開設者又は店舗販売業者は、一般用医薬品を陳 □ [IV] 列する場合には、第一類医薬品、第二類医薬品、第三 類医薬品の区分ごとに**陳列**しなければならない。
  - 《関連》配置販売業者は、一般用医薬品を陳列する場合には、第一類医薬品、第二類医薬品、第三類医薬品の区分ごとに配置(陳列)しなければならない。

# <sup>第5節</sup> 虫くい条文

登録販売者試験の受験にあたっては、医薬品 医療機器等法の条文の虫くい対策をしておくこ とが必要です。

虫くい箇所は、おおむね決まっているので、着 実に解答できるようにしておきましょう。

# 医薬品の定義

#### ★★★「Ⅳ] 【法第2条第1項】

(定義)

- 第二条 この法律で「医薬品」とは、次に掲 げる物をいう。
  - 一 「 a 〕 に収められている物
  - 二 [ b ] 又は[ c ] の疾病の[ d ]、 治療又は「 e 〕に使用されることが目 的とされている物であつて、〔 f 〕(機 f.機械器具等 械器具、歯科材料、医療用品、〔 g 〕並 びにプログラム(略)及びこれを記録し た記録媒体をいう。以下同じ。)でないも の([ h ]及び再生医療等製品を除く。) j. 機能
  - 三 人又は動物の身体の〔 i 〕又は「k.機械器具等 [ i ]に影響を及ぼすことが目的とさ れている物であつて、「 k ] でないも の(〔 1 〕、〔 m 〕及び再生医療等製 品を除く。)

- a. 日本薬局方
- b. 人
- c. 動物
- d. 診断
- e. 予防
- g. 衛生用品
- h. 医薬部外品
- i 構造
- 1. 医薬部外品
- m. 化粧品

【参考】第 1 号~第 3 号のいずれかに該当する物は、医薬品と みなされる。例えば、第3号に該当する物が、食品として 流通している場合には、必要な承認及び許可を受けていな いため、無承認無許可医薬品として取締りの対象になる。

110

# 緊急命令

□□□ ★★★[Ⅳ] 【法第69条の3】

(緊急命令)

- 第六十九条の三 〔 a 〕は、医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器又は再生医療等製品による保健衛生上の〔 b 〕の発生又は拡大を防止するため必要があると認めるときは、医薬品(略)の(略)販売業者(略)又は薬局開設者に対して、医薬品(略)の販売若しくは授与(略)を〔 c 〕することその他保健衛生上の〔 b 〕の発生又は拡大を防止するための〔 d 〕をとるべきことを命ずることができる。
- a. 厚生労働大 臣
- b. 危害
- c. 一時停止
- d. 応急の措置

- 【参考】医薬品等の安全性に関する重大な情報に行政が接した場合、最終的な評価の確定を待って監視指導をはじめていたのでは、いたずらに保健衛生上の危害の発生・拡大を許してしまうことにもなりかねない。そこで、一般的な監視指導の方法では危害の発生・拡大を防ぐことができない場合には、直ちに、応急措置(例:販売の一時停止)をとることができよう、この条文が設けられている。
- 【参考】緊急性を要するほどの保健衛生上の危害は、一つの都道 府県にとどまらないこと、緊急命令に関する判断には高度 な専門知識が要求されることを踏まえ、緊急命令の発動権 は、厚生労働大臣のみが有している。